

Stop！ハラスメント

「しない・させない・ゆるさない」 by ハラスメント防止委員会

そもそも何故われわれは、法人をあげて「ハラスメント対策」をしているのでしょうか？

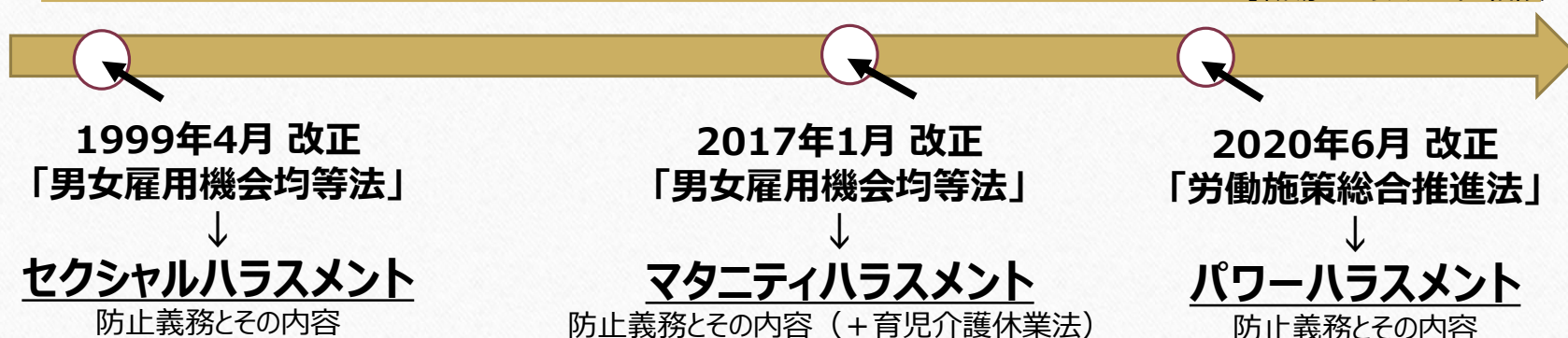
2024.2.15

No.18

もちろんそれは「職員が安全に明るく楽しく安心して働き続けられる職場環境を目指す」ためです。

これには背景に法的規制があります。職場におけるハラスメント（いじめ・嫌がらせ）を巡るトラブル、そしてそれが原因として招いたメンタルヘルス不調等への対策です。今回はこの法律で定められた「事業主の義務」について考えてみます。

【職場のハラスメント 相談の手引き より】



上記には各々厚労大臣の「指針」が示されていて、それには詳細に、企業の規模や職場の状況に関係なく、**必ず講じなければならない措置**が細かく定められています。

1. 企業はハラスメント対策の方針を明らかにしてそれを職員に伝えること
2. 職員からの相談に適切に対応する体制（相談窓口等）を整備すること
3. 各々の事案へは迅速かつ適切に対応し、適正な措置を行うこと
4. ハラスメントの原因や背景となる要因を解消する取り組みを行うこと
5. 関係者等のプライバシーの保護や不利益が生じない配慮をすること



大事なキーワードは「労働者の就業環境が害されることのないように」です。

ハラスメント防止委員会 事務局（人事部：佐藤・鷺野）

☎:080-1621-8866（鷺野） ✉:washino@kouzenkai.or.jp